

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十七号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百四十七の二の三の項及び百四十七の三の項中「附則第四条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同表百四十七の四の項及び百四十七の五の項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

(奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第七十四条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。